

第136期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年6月28日(火曜日)午前10時

場 所

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール

議 案

- 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
- 第2号議案 ▶ 取締役1名選任の件
- 第3号議案 ▶ 監査役3名選任の件



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて一。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

CONTENTS

■招集ご通知	2	■計算書類	35
■株主総会参考書類	5	貸借対照表	
第1号議案 剰余金処分の件		損益計算書	
第2号議案 取締役1名選任の件		株主資本等変動計算書	
第3号議案 監査役3名選任の件		■連結計算書類	38
■事業報告	10	連結貸借対照表	
1. 当行の現況に関する事項		連結損益計算書	
2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項		連結株主資本等変動計算書	
3. 社外役員に関する事項		■監査報告書	41
4. 当行の株式に関する事項			
5. 当行の新株予約権等に関する事項			
6. 会計監査人に関する事項			
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針			
8. 業務の適正を確保する体制			

株 主 各 位

証券コード8416
平成28年6月9日

高 知 市 堺 町 2 番 2 4 号
株式会社高知銀行
取締役頭取 森 下 勝 彦

招集ご通知

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第136期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、折返しご送付賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
3. 目的事項

- 報告事項
- 1) 第136期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 2) 第136期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

議決権の行使についてのご案内

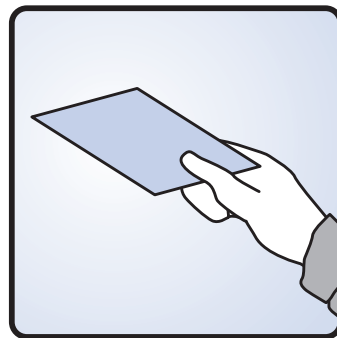
下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いします。

株主総会に出席

1

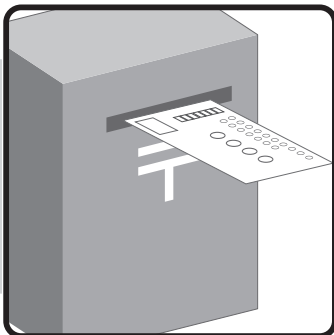


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



議決権行使書の郵送

2



同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」5ページより9ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、議決権の行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

つきましては、第1号議案および第2号議案に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印をご表示願います。また、第3号議案につきましては、候補者全員に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、候補者全員に異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印を、一部の候補者につき異なる意思をご表示される場合には、「賛」の欄に○印をご表示されたうえ、「株主総会参考書類」に記載の該当候補者の番号をご記入ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

議 決 権 行 使 書		株主番号	議決権行使個数	個
株式会社 高知銀行 御中				
私は、平成28年6月28日開催の発行第136期定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。 平成 28 年 6 月 日 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。 株式会社高知銀行				
	議 案	第1号 議 案	第2号 議 案	第3号（下の候補者全員） 議 案
賛 否 表 示 欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。

株式会社 高知銀行

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第136期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金1円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,201,748円となります。

当行第1種優先株式1株につき金1円66銭8毛といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は124,560,000円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当行普通株式1株につき金2円50銭、当行第1種優先株式1株につき金2円76銭8厘となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 ▶ 取締役1名選任の件

取締役岡林 豊氏が、平成28年3月31日をもって辞任いたしましたので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本総会で選任された場合の任期は、当行定款の規定により、他の現任取締役の任期満了までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なる せ 成瀬	ひろし 洋	(昭和34年3月17日生)	所有する当行の株式の種類および数	普通株式	0株
---------------	----------	---------------	------------------	------	----

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月	当行入行	平成21年4月	融資統括部グループ長
平成15年4月	融資統括部主任業務役	平成21年9月	市場金融部グループ長
平成17年6月	福井支店長	平成25年5月	市場金融部長(現任)
平成19年1月	帯屋町支店長		

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 成瀬 洋氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 成瀬 洋氏を取締役候補者とした理由は下記のとおりであります。
- 同氏は、市場金融部門の責任者を務めるなど、特に市場金融全般に関する経験・実績・見識を有しており、当行の経営の強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

第3号議案 ▶ 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役立岩幸二、中澤雅昭および椎橋 敏の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号1

※
やま だ
山 田

ひろし
浩

(昭和36年2月14日生)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和54年4月	大蔵省(現財務省)四国財務局入局	平成23年7月	四国財務局総務部経済調査課長
平成18年7月	四国財務局理財部金融監督第一課上席調査官	平成25年7月	四国財務局理財部金融監督第一課長
平成19年7月	四国財務局高知財務事務所理財課長	平成26年7月	四国財務局松山財務事務所長
平成21年7月	四国財務局総務部総務課課長補佐	平成28年3月	財務省四国財務局辞職

候補者番号2

※
さい どう
齊 藤

てる お
照 夫

(昭和24年12月29日生)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和50年4月	高知県警察官任官	平成19年2月	高知県警察本部警務部参事官兼警務課長
昭和63年3月	須崎警察署警備課長	平成20年3月	高知警察署長
平成12年3月	高知県警察本部警務部会計課調査官	平成22年3月	高知県警察退職
平成16年3月	清水警察署長	平成22年7月	東京海上日動火災保険株式会社渉外役
平成17年3月	高知県警察本部警務部会計課長	平成26年12月	東京海上日動火災保険株式会社退職

候補者番号 3 ※ 府川 一 はじめ (昭和30年1月16日生) 所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和48年4月	大蔵省(現財務省)高松国税局入局	平成21年7月	高松国税局課税部資産課税課長
平成12年7月	高松国税局総務部総務課税務情報専門官	平成23年7月	高松国税局総務部会計課長
平成14年7月	徳島税務署総務課長	平成25年7月	高知税務署長
平成15年7月	高松国税局課税部資産評価官	平成27年7月	財務省高松国税局退職
平成17年7月	高松税務署副署長	平成27年8月	府川一税理士事務所開業
平成18年7月	高松国税局総務部常務監理官		現在に至る
平成20年7月	中村税務署長		

(注) 1. 各監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印の候補者は、新任の監査役候補者であります。

3. 山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、社外監査役候補者であります。

4. 山田 浩氏を社外監査役候補者とした理由は下記のとおりであります。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる財務行政における豊富な経験と知見を有しておられ、客観的かつ透明性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、同氏が原案どおり選任された場合、金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

5. 齊藤照夫氏を社外監査役候補者とした理由は下記のとおりであります。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、警察行政において要職を歴任するなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見ならびに高い法令遵守の精神を有しておられ、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、同氏が原案どおり選任された場合、金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

6. 府川 一氏を社外監査役候補者とした理由は下記のとおりであります。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる税務行政における豊富な

経験と知見に加え、税理士としての専門的知見も有しておられ、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、同氏が原案どおり選任された場合、金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

7. 当行は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第32条において社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。なお、山田 浩氏、齊藤照夫氏および府川 一氏が選任されたときは、当行との間で責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

以 上

添付書類

第136期事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）の日本経済は、政府や日本銀行の経済・金融政策の効果もあり、設備投資や雇用環境は改善が続きましたが、年度後半には新興国や資源国の景気下振れ懸念による世界経済の先行き不透明感が強まり、景気回復のペースは減速基調となりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、個人消費は一部に弱い動きがみられるものの、全体では底堅く推移しました。また、公共工事は高水準で推移したほか、雇用・所得環境は着実な改善が続くなど、足もとでは緩やかに回復しつつあります。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中45億円減少して、期末残高は9,016億円（前期末比0.50%減）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中70億円増加して、期末残高は6,823億円（前期末比1.04%増）となりました。

また、有価証券は、期中10億円減少して、期末残高は3,079億円（前期末比0.34%減）となりました。

損益面では、経常利益は前期比15億18百万円減少して33億65百万円（前期比31.08%減）、当期純利益は同8億71百万円減少して29億28百万円（前期比22.94%減）となりました。

【当行が対処すべき課題】

日本経済は足踏み状態にあり経済の好循環実現に向けた正念場を迎えております。地域経済は底堅く足もとでは緩やかな持ち直し基調を維持しているものの、中長期的にみれば、少子高齢化の進行や人口の社会的減少による経済規模の縮小といった課題を抱えており、依然として厳しい状況が続くものと想定されます。

こうしたなか、当行は地域金融機関として金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、事業性評価を重視した信用供与や経営支援を行うとともに、お客さまのライフステージや状況等に応じたソリューション提案力を強化して、“face to face”の営業を展開することで地方創生に貢献してまいりたいと考えております。

役職員の総力を結集させ、地域と一体化し、地域発展のために最も汗を流す『ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク』として活動をつづけ、重要な経営課題である「収益力の強化」と「資産運用の効率化」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、より一層の温かいご支援と変らぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	8,824	8,922	9,062	9,016
定期性預金	5,945	5,909	5,951	5,720
その他	2,879	3,013	3,110	3,295
貸 出 金	6,468	6,597	6,752	6,823
個人向け	1,056	1,043	1,039	1,050
中小企業向け	3,643	3,734	3,838	3,914
その他	1,768	1,819	1,874	1,858
商 品 有 価 証 券	8	11	—	2
有 価 証 券	2,794	3,019	3,090	3,079
国 債	1,119	1,253	1,200	1,036
その他	1,675	1,766	1,889	2,043
総 資 産	9,644	10,028	10,414	10,456
内 国 為 替 取 扱 高	29,162	32,268	32,430	33,577
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 207	百万ドル 179	百万ドル 200	百万ドル 279
経 常 利 益	百万円 2,235	百万円 3,550	百万円 4,883	百万円 3,365
当 期 純 利 益	百万円 1,992	百万円 3,034	百万円 3,800	百万円 2,928
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 17.38	円 銭 27.78	円 銭 35.35	円 銭 26.81

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

なお、自己株式数は、控除して算出しております。

事業報告

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	902人	912人
平 均 年 齢	41才 0月	41才 3月
平 均 勤 続 年 数	18年 4月	18年 7月
平 均 給 与 月 額	387千円	394千円

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	本部部門	営業店部門	本部部門	営業店部門
使 用 人 数	242人	660人	243人	669人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当 年 度 末		前 年 度 末	
			店	うち出張所	店	うち出張所
高	知	県	59	(0)	58	(0)
愛	媛	県	6	(0)	6	(0)
徳	島	県	3	(0)	3	(0)
香	川	県	1	(0)	1	(0)
岡	山	県	1	(0)	1	(0)
大	阪	府	1	(0)	1	(0)
東	京	都	1	(0)	1	(0)
合		計	72	(0)	71	(0)

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
よ さ こ い お き ゃ く 支 店 (イ ン タ ー ネ ッ ト 支 店)	高知県高知市本町三丁目3番47号 事務センター2階

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり2カ所新設いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
ベ ス ト 電 器 ち よ り	高知県高知市知寄町二丁目1番29号
○ K A M U R A 帯 屋 町 ビ ル	高知県高知市帯屋町二丁目2番14号 OKAMURA帯屋町ビル1階

ハ 当年度廃止営業所

該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所廃止いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
高 知 市 役 所 出 張 所	高知県高知市本町五丁目1番45号

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	1,834百万円
---------------	----------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

事業報告

□ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
ちより街支店	高知県市	店舗	—	554.75	83	平成27年4月
一宮支店	高知県市	店舗	559.58	412.96	188	平成27年7月
こうぎん 帯屋町プラザ	高知県市	事務所	—	95.49	17	平成27年10月
久万川橋支店	高知県市	店舗	463.39	458.33	207	平成27年10月
大津支店	高知県市	店舗	457.58	449.66	220	平成28年1月

(注) ちより街支店およびこうぎん帯屋町プラザの建物延べ面積は、賃借面積を記載しております。

2. 売却した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
岡山社宅	岡山県市	社宅	2,284.17	1,042.34	99	平成28年2月

3. 改修した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
中村支店	高知県市	耐震工事	956.70	694.85	57	平成27年7月
赤岡支店	高知県市	耐震工事	405.33	303.53	40	平成27年9月
徳島支店	徳島県市	耐震工事	410.20	1,153.06	49	平成28年3月

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社 等の 議 決 権 比 率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 3丁目3番4号	現金整理、物品販売、 店舗警備、店舗清掃等 の業務	昭和54年 8月22日	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市堺町 1番21号	リース業務	昭和49年 10月1日	20	45 (一)	子法人
株式会社 高知カード	高知市本町 4丁目2番40号	クレジットカード業務	昭和62年 8月18日	20	42.5 (37.5)	子法人

- (注) 1. 上記3社が、連結子会社であります。
2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。
3. 株式会社高知カードは、平成28年5月9日より高知市知寄町1丁目4番30号 YKSちよりビル2Fへ移転いたしました。
4. オーシャンリース株式会社は、平成28年5月16日より高知市知寄町1丁目4番30号 YKSちよりビル3Fへ移転いたしました。

ロ 重要な業務提携の概況

- 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。また、セブン銀行とは、CAFIS経由方式でセブン銀行の現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
森 下 勝 彦	(代 表 取 締 役) 取 締 役 頭 取	監査部担当
植 田 茂	(代 表 取 締 役) 専 務 取 締 役	コンプライアンス統括部・経営統括部・人事部担当 人事部長
岡 林 豊	常 務 取 締 役	営業本部・事務システム部担当 営業本部長
和 田 廣 男	常 務 取 締 役	総務部・融資統括部・与信管理部・市場金融部担当
松 岡 正 憲	取 締 役	本店営業部長
海 治 勝 彦	取 締 役	経営統括部長
三 宮 昌 子	取 締 役	監査部長
秋 元 厚 志	取 締 役 (社 外 役 員)	[重要な兼職] 高知県人事委員会 委員長
永 房 展 子 (旧 姓 : 北 川)	取 締 役 (社 外 役 員)	[重要な兼職] 隼あすか法律事務所 弁護士 日本証券業協会 法務参事
立 岩 幸 二	常 勤 監 査 役 (社 外 役 員)	
岩 崎 文 明	常 勤 監 査 役	
中 澤 雅 昭	監 査 役 (社 外 役 員)	
椎 橋 敏	監 査 役 (社 外 役 員)	[重要な兼職] 公益財団法人原田積善会 顧問

- (注) 1. 取締役秋元厚志および永房展子の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役永房展子氏は、婚姻により戸籍の氏を変更いたしました。が、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
3. 監査役立岩幸二、中澤雅昭および椎橋 敏の3氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役秋元厚志、永房展子および社外監査役立岩幸二の3氏は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。
5. 三宮昌子、秋元厚志および永房展子の3氏は、平成27年6月26日開催の第135期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 岩崎文明氏は、平成27年6月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任し、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 島田京子氏は、平成27年6月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により、退任いたしました。
8. 近森豊明氏は、平成27年6月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により、退任いたしました。
9. 平成27年5月25日付けで、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏 名	地位および担当	
	変 更 前	変 更 後
植 田 茂	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部担当	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部担当 人事部長

10. 平成27年6月26日付けで、次のとおり取締役の地位の変更がありました。

氏 名	地位および担当	
	変 更 前	変 更 後
植 田 茂	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部担当 人事部長	専務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部担当 人事部長

11. 常務取締役岡林 豊氏は、平成28年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

なお、平成28年4月1日付けで、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏 名	地位および担当	
	変 更 前	変 更 後
森 下 勝 彦	取締役頭取 監査部担当	取締役頭取 監査部・営業本部担当 営業本部長
植 田 茂	専務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部担当 人事部長	専務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部・事務システム部担当 人事部長
海 治 勝 彦	取締役 経営統括部長	取締役 経営統括部長・コンプライアンス統括部長

12. 社外取締役永房展子氏は、平成28年4月1日より所属事務所を弁護士法人 小松綜合法律事務所へ
移籍しております。

(2) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
秋 元 厚 志	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および 定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を 締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低 責任限度額であります。
永 房 展 子	
立 岩 幸 二	
中 澤 雅 昭	
椎 橋 敏	

(3) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	人 数	報酬等	定款または株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	11人	100	平成20年6月26日定時株主総会決議。 取締役の報酬年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まない）。 取締役報酬とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額18百万円以内の範囲で割当てる。
監 査 役	5人	36	平成20年6月26日定時株主総会決議。 監査役の報酬年額54百万円以内。
計	16人	137	

- (注) 1. 「人数」には、平成27年6月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名および平成28年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人分としての報酬額4名分28百万円は含まれておりません。
3. 「報酬等」には、退任役員の退職慰労金は含まれておりません。
4. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、平成28年3月31日をもって退任した役員1名に対し、下記のとおり役員退職慰労金を支給しております。
- 退任取締役 1名 2,900千円
5. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。また、現任の監査役2名に対する支給予定額は12,000千円であります。
- なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任以降とすることを予定しております。
6. 「報酬等」には、当事業年度において費用計上したストック・オプションによる取締役7名に対する報酬額10,164千円を含んでおります。
7. スtock・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会 への出席状況	取締役会および監査役会における 発言その他の活動状況
取締役 秋 元 厚 志	0年9カ月	就任以降開催の取締役会19回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
取締役 永 房 展 子	0年9カ月	就任以降開催の取締役会19回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 立 岩 幸 二	11年9カ月	当期開催の取締役会25回および監査役会19回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 中 澤 雅 昭	11年9カ月	当期開催の取締役会25回および監査役会19回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 椎 橋 敏	3年9カ月	当期開催の取締役会25回のうち24回に出席し、また監査役会19回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	人 数	銀行からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	6 人	30百万円

(注)「人数」には、平成27年6月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	400,000千株
第1種優先株式	400,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	102,448千株
第1種優先株式	75,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,682名
第1種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,017	6.91
高知銀行持株会	4,536	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,651	3.59
四国総合信用株式会社	1,602	1.57
株式会社豊和銀行	1,474	1.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,374	1.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,114	1.09
株式会社近森産業	1,079	1.06
株式会社ヨンキユウ	1,074	1.05
三井住友信託銀行株式会社	1,042	1.02

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（980,168株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 第1種優先株式

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社整理回収機構	75,000	100.00

(注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

(年度末現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成20年8月8日	平成21年8月12日
新株予約権の数		35個	35個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 35,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 35,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 95円 資本組入額 48円	発行価格 83円 資本組入額 42円
新株予約権の行使期間		平成20年8月27日から 平成50年8月26日まで	平成21年8月28日から 平成51年8月27日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 2名	保有者数 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(年度末現在)

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成22年8月12日	平成23年8月8日
新株予約権の数		42個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 42,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 67円 資本組入額 34円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使期間		平成22年9月1日から 平成52年8月31日まで	平成23年8月26日から 平成53年8月25日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 2名	保有者数 3名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

(年度末現在)

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成24年8月7日	平成25年11月26日
新株予約権の数		78個	66個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 78,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 66,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 77円 資本組入額 39円	発行価格 142円 資本組入額 71円
新株予約権の行使期間		平成24年9月13日から 平成54年9月12日まで	平成25年12月27日から 平成55年12月26日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 4名	保有者数 5名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(年度末現在)

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		平成26年8月8日	平成27年8月7日
新株予約権の数		78個	77個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 78,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 77,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 127円 資本組入額 64円	発行価格 133円 資本組入額 67円
新株予約権の行使期間		平成26年8月28日から 平成56年8月27日まで	平成27年8月27日から 平成57年8月26日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 6名	保有者数 7名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
2. 役員が有している新株予約権には、平成28年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ 監 査 法 人 指定有限責任社員 業務執行社員 山 崎 慎 司 指定有限責任社員 業務執行社員 秋 山 範 之	65百万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画に基づき、報酬の前提となる見積りの算出根拠等について適切性を確認の上審議し、会計監査人の報酬等について同意しました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 65百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により解任するほか、監査品質や独立性等から総合的に判断し、必要がある場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決議しております。

記

1. 取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- ③ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- ④ 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。
- ⑤ コンプライアンス研修を研修計画に織り込

むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。

- ⑥ 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- ⑦ 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- ⑨ 監査部は各店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- ⑩ 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- ② 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。
- ③ 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
- ② リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- ③ 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る

事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。

- ④ リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- ⑤ 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- ⑥ 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- ⑦ 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- ② 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等

の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。

- ③ コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議した上で、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継

続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
- ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。

7. 前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。

8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役および職員等が監査役に報告するための体制
 - ① 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。
 - ③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監

査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- ② 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- ③ 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- ④ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ⑤ 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- ⑥ 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な関係を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、

同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

- ① 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- ② 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、下記のとおりです。

記

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス委員会を7回開催し、コンプライアンス態勢について主管部署から報告を受け、審議・検証しました。コンプライアンス・プログラムの実効性をより高めるために、評価項目等を見直して取組んでおり、進捗状況等については3ヵ月毎にコンプライアンス委員会で報告を受け、検証しております。半期毎に開催する部店長会議において、頭取および担当取締役からコンプライアンスに対する訓示を行うとともに、当行グループの職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス・マインドの向上に取り組んでおります。

また、監査部は各部店の監査において、コンプライアンスに対する取組みの適切性について監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性についても監査を実施しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は原則として毎月2回開催（平成27

年度は25回開催）しており、付議基準に基づいた議案について、業務執行の状況等の監督や決議を行っております。また、議事録は事務局で速やかに作成し、所管部で保管しております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理に係る事項について報告を受けるとともに、審議・検証しております。また、リスクカテゴリごとにリスク管理プログラムを期初に策定し、機能状況については四半期ごとにリスク管理委員会で報告・検証しております。業務継続計画（BCP）やコンティンジェンシープランを随時見直すとともに、定期的に模擬訓練を行っており、今年度は安否確認システムを使用した抜き打ちでの模擬訓練を実施しております。

4. 当行グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

子会社の経営管理については、経営統括部が統括しており、各子会社の業績については毎月報告を受けるとともに、業務執行についても必要に応じて報告・協議を受けております。また、

子会社のコンプライアンス・プログラムの策定には当行コンプライアンス統括部が関与するほか、プログラムの進捗状況についても3ヵ月毎に報告を受け、コンプライアンス委員会で審議しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査役会スタッフとして、専任者1名を配置しており、当該職員は監査役以外から指揮命令は受けない体制としております。監査役は、リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、職務の執行に必要な費用については、担当部署で検証の上、処理しております。

6. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

反社会的勢力に関する情報について、新聞等の公知情報のほか、外部団体と連携して情報を入手しており、情報システムを活用して連結子会社間で共有の上、各種取引を行う際にチェックしております。また、新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

第136期末（平成28年3月31日現在）**貸借対照表**

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	43,121	預 当 座 預 金	901,642
現 預 け 金	13,374	当 普 貯 通 定 所 預 金	33,656
商 品 有 価 証 券	29,746	預 通 蓄 知 期 預 金	282,163
商 品 国 債	208	預 貯 定 所 預 金	8,745
金 銭 の 信 託 券	208	預 貯 定 所 預 金	1,620
有 価 証 券	1,069	預 貯 定 所 預 金	564,108
国 債 借 入	307,979	預 貯 定 所 預 金	7,985
地 方 債 借 入	103,651	預 貯 定 所 預 金	3,362
社 会 債 借 入	12,865	預 貯 定 所 預 金	5,100
株 式 証 券	105,998	預 貯 定 所 預 金	57,517
そ の 他 の 証 金	13,050	預 貯 定 所 預 金	57,517
貸 出 金	72,413	預 貯 定 所 預 金	0
割 引 手 形 貸 付	682,320	預 貯 定 所 預 金	0
手 証 書 貸 付	6,636	預 貯 定 所 預 金	6,706
当 座 貸 付	37,289	預 貯 定 所 預 金	112
外 国 為 替 預 け 替	564,625	預 貯 定 所 預 金	1,201
外 取 立 外 国 為 替	73,768	預 貯 定 所 預 金	513
そ の 他 の 資 産	1,464	預 貯 定 所 預 金	2
前 払 費 用	906	預 貯 定 所 預 金	37
未 収 収 入	557	預 貯 定 所 預 金	19
金 融 派 生 商 品 産 物	3,157	預 貯 定 所 預 金	4,818
有 形 固 定 資 産	58	預 貯 定 所 預 金	380
建 土 地	1,072	預 貯 定 所 預 金	3,330
建 設 仮 勘 定 資 産	448	預 貯 定 所 預 金	214
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,578	預 貯 定 所 預 金	522
無 形 固 定 資 産	16,255	預 貯 定 所 預 金	1,770
ソ フ ト ウ ェ ア	4,409	預 貯 定 所 預 金	1,799
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10,675	預 貯 定 所 預 金	978,984
支 払 承 諾 見 返 金	18	預 貯 定 所 預 金	19,544
貸 倒 引 当 金	75	預 貯 定 所 預 金	16,712
資 産 の 部 合 計	1,045,667	預 貯 定 所 預 金	11,751
		預 貯 定 所 預 金	4,961
		預 貯 定 所 預 金	19,904
		預 貯 定 所 預 金	657
		預 貯 定 所 預 金	19,247
		預 貯 定 所 預 金	237
		預 貯 定 所 預 金	19,010
		預 貯 定 所 預 金	△157
		預 貯 定 所 預 金	56,003
		預 貯 定 所 預 金	7,017
		預 貯 定 所 預 金	3,613
		預 貯 定 所 預 金	10,630
		預 貯 定 所 預 金	47
		預 貯 定 所 預 金	66,682
		預 貯 定 所 預 金	1,045,667

第136期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収入	益	15,339	18,838
貸出金	利息	11,539	
貸付金	利息	3,718	
有価証券	利息	12	
預金	利息	50	
受取利息	当利	17	
配当	利	2,025	
手数料	料	627	
手数料	益	1,397	
手数料	益	845	
手数料	益	10	
手数料	益	824	
手数料	益	9	
手数料	益	628	
手数料	益	55	
手数料	益	114	
手数料	益	226	
手数料	益	54	
手数料	益	177	
経常費用	費用	1,215	15,472
経常費用	費用	1,148	
経常費用	費用	5	
経常費用	費用	0	
経常費用	費用	61	
経常費用	費用	1,297	
経常費用	費用	109	
経常費用	費用	1,188	
経常費用	費用	292	
経常費用	費用	116	
経常費用	費用	0	
経常費用	費用	6	
経常費用	費用	153	
経常費用	費用	16	
経常費用	費用	12,336	
経常費用	費用	329	
経常費用	費用	110	
経常費用	費用	92	
経常費用	費用	42	
経常費用	費用	84	
経常費用	費用		3,365
経常費用	費用		15
経常費用	費用	15	153
経常費用	費用	136	
経常費用	費用	17	
経常費用	費用		3,227
経常費用	費用	144	
経常費用	費用	154	
経常費用	費用		299
経常費用	費用		2,928

招集ご通知

第136期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	19,544	11,751	4,961	16,713	564	232	16,598	17,394
当期変動額								
剰余金の配当					92		△557	△464
当期純利益							2,928	2,928
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加						5	△5	—
土地再評価差額金の取崩							46	46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△0	△0	92	5	2,411	2,509
当期末残高	19,544	11,751	4,961	16,712	657	237	19,010	19,904

株主総会
参考書類

事業報告

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△158	53,493	7,449	3,565	11,014	39	64,547
当期変動額							
剰余金の配当		△464					△464
当期純利益		2,928					2,928
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	2	1					1
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加		—					—
土地再評価差額金の取崩		46					46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△431	47	△383	8	△375
当期変動額合計	1	2,510	△431	47	△383	8	2,135
当期末残高	△157	56,003	7,017	3,613	10,630	47	66,682

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第136期末 (平成28年 3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	43,806	預 金	900,884
商 品 有 価 証 券	208	譲 渡 性 預 金	5,100
金 銭 の 信 託	1,069	借 用 金	61,711
有 価 証 券	307,917	外 国 為 替	0
貸 出 金	680,073	そ の 他 負 債	8,828
外 国 為 替	1,464	賞 与 引 当 金	388
リース債権及びリース投資資産	6,692	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,473
そ の 他 資 産	8,192	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
有 形 固 定 資 産	16,352	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	214
建 物	4,412	繰 延 税 金 負 債	511
土 地	10,685	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,770
建 設 仮 勘 定	75	負 の の れ ん	153
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,178	支 払 承 諾	1,799
無 形 固 定 資 産	856	負 債 の 部 合 計	984,841
ソ フ ト ウ ェ ア	471	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	384	資 本 金	19,544
繰 延 税 金 資 産	13	資 本 剰 余 金	16,712
支 払 承 諾 見 返	1,799	利 益 剰 余 金	21,523
貸 倒 引 当 金	△12,739	自 己 株 式	△157
資 産 の 部 合 計	1,055,705	【株 主 資 本 合 計】	57,622
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,045
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,613
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△86
		【その他の包括利益累計額合計】	10,571
		新 株 予 約 権	47
		非 支 配 株 主 持 分	2,621
		純 資 産 の 部 合 計	70,863
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,055,705

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

第136期 (平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで) 連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		25,114
資 金 運 用 収 益	15,359	
貸 出 金 利 息	11,557	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,720	
コールローン利息及び買入手形利息	12	
預 け 金 利 息	50	
そ の 他 の 受 入 利 息	17	
役 務 取 引 等 収 益	2,299	
そ の 他 業 務 収 益	6,774	
そ の 他 経 常 収 益	680	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	80	
償 却 債 権 取 立 益	114	
そ の 他 の 経 常 収 益	486	
経 常 費 用		21,507
資 金 調 達 費 用	1,262	
預 金 利 息	1,148	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借 用 金 利 息	108	
役 務 取 引 等 費 用	1,464	
そ の 他 業 務 費 用	5,810	
営 業 経 費	12,635	
そ の 他 経 常 費 用	334	
そ の 他 の 経 常 費 用	334	
経 常 利 益		3,606
特 別 利 益		15
固 定 資 産 処 分 益	15	
特 別 損 失		154
固 定 資 産 処 分 損	136	
減 損 損 失	17	
税金等調整前当期純利益		3,468
法人税、住民税及び事業税	192	
法 人 税 等 調 整 額	170	
法 人 税 等 合 計		362
当 期 純 利 益		3,105
非支配株主に帰属する当期純利益		92
親会社株主に帰属する当期純利益		3,012

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第136期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	19,544	16,713	18,929	△158	55,027
当期変動額					
剰余金の配当			△464		△464
親会社株主に帰属する当期純利益			3,012		3,012
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		2	1
土地再評価差額金の取崩			46		46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	2,594	1	2,594
当期末残高	19,544	16,712	21,523	△157	57,622

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,475	3,565	△109	10,931	39	2,524	68,523
当期変動額							
剰余金の配当							△464
親会社株主に帰属する当期純利益							3,012
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							1
土地再評価差額金の取崩							46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△430	47	22	△360	8	97	△254
当期変動額合計	△430	47	22	△360	8	97	2,340
当期末残高	7,045	3,613	△86	10,571	47	2,621	70,863

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査計画、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 立 岩 幸 二 ㊟

常勤監査役 岩 崎 文 明 ㊟

監 査 役 中 澤 雅 昭 ㊟

監 査 役 椎 橋 敏 ㊟

(注) 監査役立岩幸二、監査役中澤雅昭及び監査役椎橋敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

<第136期 定時株主総会>

会場ご案内図

定時株主総会は当行本店5階ホールで開催いたします。ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



定時株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号

当行本店5階ホール

TEL : 088-822-9311 (代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車でお越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。